

岩手県教育委員会告示第3号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和31年岩手県条例第47号）第2条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年岩手県条例第52号）第2条第2項の規定による書面の交付をすることができないので、その内容を次のとおり告示する。

平成28年5月17日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

1 被処分者の所属、職及び氏名

- (1) 所属 久慈市立宇部小学校
- (2) 職 教諭
- (3) 氏名 外館裕美

2 処分発令日 平成28年5月16日

3 処分の種類 免職

4 処分の理由 被処分者は、平成28年1月14日に自宅を出たまま所在不明となり、その後現在まで相当期間にわたり所在不明となっており、この間、何らの手続を経ることもなく無断欠勤を続けていることは、勤務成績不良と言わざるを得ない。

よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号の規定に基づき、分限処分として免職するものである。

付記1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県人事委員会に対してすることができる。ただし、この期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができない。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、岩手県教育委員会となる。）、提起することができる（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。